



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 日本協議委員会（協議委設置関係）（ ）（要綱・説明資料の原稿 外務省外交史料館レファレンス番号：H220627）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.2 公開日：平成22年11月26日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(154) CD・DVD番号：H22-005
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43710
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

要綱、説明資料の原稿

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会
及び技術委員会の設置に関するアメリカ合衆国政府との
間の書簡の交換に関する説明資料

一、わが国は^{琉球諸島}沖繩に対して潜在主権を有すること、^{琉球諸島}沖繩住民は

日本国民たる地位を有すること及び^{琉球諸島}沖繩に対する施政権^は

将来わが国に返還されることにかんがみ、政府は、^{琉球諸島}沖繩の経済開発

と同島住民の安寧、福祉を増進するため、米国政府と協力

して、積極的な援助の努力を推進してきたが、昭和三十六年

六月、池田総理大臣とケネディー大統領との会談において、米国が

^{琉球諸島}沖繩住民の安寧、福祉の増進について一層努力し、わが国がこの

目的のため、米国と引き続き協力することが確認された。昭和三十七

年三月、ケネディー大統領は、池田総理大臣との前記の了解に基づき、

^{琉球諸島}沖繩に対する援助供与についての日米間の協力を進めるための

取極を行なうために日本政府と協議を開始する旨を表明

した。

前記の取極に関する日米間の交渉は同年九月より開始されたが、今般 ^{流弊等あり} 沖繩に対する経済援助に関する協議委員会と技術委員会の設置を骨子とする ^{取極} 取極書簡の案文につき ^{両政府内} 意見の一致をみるに至ったので、近く、ワバカ本大臣と米側 エマソン 駐日臨時代理大使との間で ^{二つための} 取極書簡の交換することといたしたい。

二 ^{取極書簡の主な取極事項は、次のとおりである。} 取極書簡の主な取極事項は、次のとおりである。
 (イ) 両政府は ^{沖繩} 沖繩に対する援助の供与について、引き続き協力する。日本政府の援助は、予算で認められた資金から ^{資金の} 供与され、この支出は、日本の法令に従ふ。
 (ロ) 協議委員会を設置する。同委員会は、日本側については外務大臣及び総理府総務長官、米側については駐日大使により構成される。同委員会は ^{流弊等あり} 沖繩に対する援助供与についての協力

に關する兩政府の政策調整を任務とする。

(イ) 技術委員会を設置する。同委員会は、琉球諸島高等弁務官の代表者、総理府総務長官の指名する政府職員及び琉球政府行政主席又はその代表者により構成される。同委員会は、援助の実施に伴つて生ずる問題の検討を任務とする。

(ニ) 日本政府が琉球政府に提供する資金により取得される器材及び施設、日本政府が供与する器材及び施設又は日本政府の沖

繩における技術援助は、琉球政府が維持し、管理する。前記の器材及び施設に対する権原は、原則として琉球政府に帰属する。

なお、米側は、その返簡において、前記の了解事項を確認するとともに、米政府は、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望する旨を述べて前述のテネディー聲明を確認している。

琉球諸島

援助に関する交換公文の合意

議事録の要綱

(到達した了解を記録する。)

西園島の代表者は、琉球諸島に対する援助に関する交換公文の交渉に際して

有意議事録は、交換公文(6)「資金支出は日本

国の関係法令に従うこととする」(甲)同公文の4

とは

「康徳軍械の規程用米に付する日本(南)政府間の

了解事項を有す。

その他、別者は日本政府の沖縄に付し、経済援助

外務省

援助に関する日本と米との間に及ぶ実施事項の了解

日本と琉球諸島との関係は、援助計画に於ては

日本法に適用され、米側の規定

を適用し、沖縄に於ける行政は、日本政府の援助計画

の受入に及ぶ実施にあたっては、現地米側当局及び琉

球政府は日本の法律に従い責任を有する。

二 同取極の「実施取極」とは、

従者は、日琉両政府機関で締結された援助計画の

実施に必要を取極を意味する。

外務省

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関しアメリカ合衆国政府との間に交換される書簡の要綱

一 日本側書簡

日本政府は、琉球諸島の経済開発と同諸島住民の福祉・安寧を増進するための援助借与について日米両政府間の協力に関し、両政府間で到着した次の了解を確認する。(前文)

(一) 日米両政府は、琉球諸島の経済開発と同諸島の住

民の福祉・安寧を増進するための援助借与について、引き

続き協力する。(才一項(a))

(2) 日本政府の援助は、予算で認められた資金から借与され、

この資金の支出は、日本の関係法令に従う。(才一項(b))

(二) 日本側については首席代表たる外務大臣及び総理府総務長

官、また、米側については在日米大使で構成される**協**協議委

員会を設置する。同委員会は、前記の援助借与についての協かに

関する両政府の政策調整のため、日米いずれか一方の政府の要請に基づき随時国会合する。この政策調整は、次のとおりとする。

(イ) 琉球諸島の経済開発及び社会福祉の進展について、毎年の

検討

(ロ) 短期及び長期の必要の検討

(ハ) 日本政府が次会計年度に供与する援助計画についての合意

(オニ項)

(三) 議長に琉球高等弁務官の代表者一人、総理府総務長

官の指名する政府職員一人及び琉球政府行政主席又はその代

表者一人で構成される技術委員会を設置する。同委員会は、

日本政府による前記の援助の実施に関する問題の検討その他

の任務を遂行するため、日米いずれか一方の政府の要請に基づ

き随時国会合する。(オ三項)

(四) 日本政府が琉球諸島に提供する資金により取得される

器材及び施設、日本政府が琉球諸島に供与する器材及び施設又は琉球諸島で実施される日本政府の技術援助は、琉球政府が前記(二)の規定、同諸島で適用される法令及び援助計画に関する実施取極に従つて、使用、建設、維持又は管理を行なう。前記の器材及び施設に対する権限は、両政府間の別段の合意がない限り、琉球政府に帰属する。(才四項)

ニ 合衆国側書簡

米國政府は、前記一の了解を確認する。
米國政府は、琉球諸島に対する援助供与につき、日本政府の協力を歓迎する。

米國政府は、極東における平和擁護の責任を遂行するにあたり、平和条約才三條の規定に従つて、琉球諸島の施政を行なう責務を引き受けることが必要であると認め、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島と日本の完全な主権下へ

復帰せしめることを許す日を待望する。

外務省

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術
委員会の設置に関する交換公文についての合意された議事録の
要綱

一 交換公文才一項(6)の「この資金の支出は、日本国の関係法令に従
う。」とは、日本の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用
されることを意味しないこと、したがって、米國政府当局又は琉球政府
は日本政府の経済援助を受け入れ又はその援助計画を実施に際
して日本の法律に従わなければならないものとは解さないことが了解

外務省

11

06

00

される。

(日本) 島村の援助計画と実施するための

二 交換公文才四項の「実施取極」とは、日本政府の機関と琉球政
府の機関との間の取極を意味する。

外務省